

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	旭川市国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(以降、国保法と記す)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行う。</p> <p>・被保険者から徴収した国民健康保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者に保険給付を行う。</p> <p>・国保法及びこれに基づく条例により、国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>[資格(被保険者)情報の管理に関する事務]</p> <p>①転入等による資格取得届の受理、確認 (被用者保険の喪失による資格取得届の受理、確認 (被用者保険の喪失年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会)</p> <p>③転出による資格喪失届の受理、確認 ④被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (被用者保険の加入年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会)</p> <p>⑤被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ⑥被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認および交付</p> <p>[保険料の賦課に関する事務]</p> <p>①保険料の算定のための所得の把握 (被保険者の当該年度の1月1日の住所地が他市町村の場合は、所得情報を情報提供ネットワークシステムより照会)</p> <p>②保険料の賦課 ③保険料決定(更正)通知書等の通知 ④保険料の減免、納付猶予等の申請受理および判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日（旧被扶養者に関する減免） ・雇用保険の受給資格、受給種別（非自発的失業者に関する軽減）等</p> <p>[保険料の収納及び徴収に関する事務]</p> <p>①保険料の収納管理及び過誤納金に係る還付充当 ②納付期限までに保険料を完納しないときにおける督促および滞納処分</p> <p>[給付管理に関する事務]</p> <p><絶対的必要給付>※法定給付 ・療養の給付(国保法第36条) ・入院時食事療養費(国保法第52条) ・入院時生活療養費(国保法第52条の2) ・保険外併用療養費(国保法第53条) ・訪問看護療養費(国保法第54条の2) ・移送費(国保法第54条の4) ・高額療養費(国保法第57条の2) ・高額介護合算療養費(国保法第57条の3) ・特別療養費(国保法第54条の3) <相対的必要給付(国保法第58条第1項により、必要に応じて給付)>※法定給付 ・出産育児一時金 ・葬祭費 また、高額療養費や食事療養費の現物給付に関する限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請の受理、確認および交付の事務を行う。 ※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。</p> <p>[オンライン資格確認に関する事務]</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」とび「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>

	<p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
--	--

③システムの名称	<p>国保オンラインシステム、次期国保システム、行政レセプトシステム、徴収システム、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」といふ。)</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
----------	--

2. 特定個人情報ファイル名

1.被保険者マスタ 2.退職者マスタ 3.賦課マスタ 4.賦課個人マスタ 5.賦課個人履歴マスタ 6.収納マスタ 7.賦課異動マスタ 8.滞納整理マスタ

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 别表項番44 <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 别表項番44 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務></p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条</p> <p>[情報提供]</p> <p>表2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173項</p> <p>[情報照会]</p> <p>表69、70、71項</p> <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市福祉保健部国民健康保険課(資格、賦課、給付に関する事務担当) 旭川市税務部納税管理課(収納に関する事務担当) 旭川市税務部納税推進課(徴収に関する事務担当)
②所属長の役職名	国民健康保険課長(資格、賦課、給付に関する事務担当) 納税管理課長(収納に関する事務担当) 納税推進課長(徴収に関する事務担当)

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市 市民生活部市民生活部地域活動推進課情報公開・個人情報保護担当 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関する事) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6287
	旭川市 税務部納税管理課(収納に関する事) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9755
	旭川市 税務部納税推進課(徴収に関する事) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9755

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[委託しない]

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[提供・移転しない]

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[接続しない(入手)]

[接続しない(提供)]

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検] [<input type="radio"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	サイバーセキュリティ研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、研修を実施している。研修の受講状況を適宜確認し、未受講者へのフォローアップを行い、関係職員が受講できるよう措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 1 ② 事務の概要	(記載なし)	・国保法及びこれに基づく条例により、国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務を行う。	事後	
平成29年3月31日	I 1 ② 事務の概要	(記載なし)	【併陥料の収納及び徴収に関する事務】 ①保険料の収納管理及び過誤納金に係る還付充当 ②納付期限までに保険料を完納しないときにおける延滞料の徴収	事後	
平成29年3月31日	I 1 ② 事務の概要	・葬祭の給付	削除	事後	
平成29年3月31日	I 1 ③ システムの名称	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム、徴収システム	事後	
平成29年3月31日	I 2 特定個人情報ファイル名	1.被保険者マスタ 2.退職者マスタ 3.賦課マスター 4.賦課個人マスター 5.賦課個人履歴マスター 6.収納マスター 7.賦課異動マスター	1.被保険者マスター 2.退職者マスター 3.賦課マスター 4.賦課個人マスター 5.賦課個人履歴マスター 6.収納マスター 7.賦課異動マスター 8.滞納整理マスター	事後	
平成29年3月31日	I 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2)	事後	
平成29年3月31日	I 5 ① 部署	旭川市福祉保険部国民健康保険課	旭川市福祉保険部国民健康保険課(資格、賦課、給付に関する事務担当)・旭川市税務部納税課(収納、徴収に関する事務担当)	事後	
平成29年3月31日	I 5 ② 所属長	国民健康保険課長 南保 宏樹	国民健康保険課長 金澤 匠貢(資格、賦課、給付に関する事務担当)・納税課長 山口 浩一(収納、徴収に関する事務担当)	事後	
平成29年3月31日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-6287	旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-6287 旭川市 税務部納税課(収納、徴収に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 0166-25-9755	事後	
平成29年3月31日	II 1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	II 2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
	I 1 ③ システムの名称	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム、徴収システム	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
	I 5 ① 部署	旭川市福祉保険部国民健康保険課(資格、賦課、給付に関する事務担当)・旭川市税務部納税課(収納、徴収に関する事務担当)	旭川市福祉保険部国民健康保険課(資格、賦課、給付に関する事務担当)・旭川市税務部納税課(収納に関する事務担当)・旭川市税務部納税推進課(徴収に関する事務担当)	事後	
	I 5 ② 所属長	国民健康保険課長 金澤 匠貢(資格、賦課、給付に関する事務担当)・納税課長 山口 浩一(収納、徴収に関する事務担当)	国民健康保険課長 鈴木 裕幸(資格、賦課、給付に関する事務担当)・納税管理課長 坪内 浩行(収納に関する事務担当)・納税推進課長 小山 猛猪(徴収に関する事務担当)	事後	
	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-6287 旭川市 税務部納税課(収納、徴収に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 0166-25-9755	旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-6287 旭川市 税務部納税課(収納に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 0166-25-9755 旭川市 税務部納税推進課(徴収に関する事務) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 0166-25-9755	事後	
	II 1 いつの時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
	II 2 いつの時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2)	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2)	事後	
令和1年6月26日	I 5 ② 所属長	国民健康保険課長 鈴木 裕幸(資格、賦課、給付に関する事務担当)・納税管理課長 坪内 浩行(収納に関する事務担当)・納税推進課長 小山 猛猪(徴収に関する事務担当)	国民健康保険課長(資格、賦課、給付に関する事務担当)・納税管理課長(収納に関する事務担当)・納税推進課長(徴収に関する事務担当)	事後	
令和1年6月26日	II 1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II 2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策		追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I ① ② 事務の概要	(記載なし)	「オンライン資格確認に関する事務」 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」といふ。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	
令和2年3月19日	I ① ② 事務の概要	(記載なし)	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報を提	事前	
令和2年3月19日	I ① ③ システムの名称	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム、徴収システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国保オンラインシステム、行政レセプトシステム、徴収システム、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」)といふ。 ※ 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和2年3月19日	I ③ 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2)	<国民健康保険関係事務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号利用法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 别表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月19日	I ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 情報提供者が市町村長となる項(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106) [別表第二における情報照会の根拠] 同法別表第2第42、43、44、45項	<国民健康保険関係事務> 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 情報提供者が市町村長となる項(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106) [別表第二における情報照会の根拠] 同法別表第2 第42、43、44、45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月19日	II ① いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II ② いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
	I ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二	事前	
	II ① いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
	II ② いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和6年1月31日	I ⑦ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市 市民生活部市民活動課市民参加推進課(市政情報コーナー) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-9101	旭川市 市民生活部市民生活部地域活動推進課情報公開・個人情報保護担当 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<p>旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関すること) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 0166-25-6287</p> <p>旭川市 税務部納税管理課(収納に関すること) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 0166-25-9755</p> <p>旭川市 税務部納税推進課(徴収に関すること) 070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階)</p>	<p>旭川市 福祉保険部国民健康保険課国保管理係(資格、賦課、給付に関すること) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6287</p> <p>旭川市 税務部納税管理課(収納に関すること) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9755</p> <p>旭川市 税務部納税推進課(徴収に関すること) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)</p>	事後	
令和6年1月31日	II 1 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II 2 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年3月1日	I 1 ② 事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	<オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)>	事後	
令和7年3月1日	I 1 ③ システムの名称	<p>国保オンラインシステム、行政セレブシステム、微収システム、医療保険者等向け中間サー バー等、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム (*)」といふ。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサー バ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国保オンラインシステム、次期国保システム、行 政セレブシステム、微収システム、医療保険者 等向け中間サーバー等、国保総合システム及 び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保 集約)システム(*)」といふ。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会 に設置される国保総合(国保集約)システムサー バ群と、市区町村に設置される国保総合PCで 構成される。</p>	事前	
令和7年3月1日	I 3 個人番号の利用	<p><国民健康保険関係事務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第 1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・番号利用法第9条第2項及び旭川市個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年旭川市条例第65号別表第1の5の2) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第 1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険関係事務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年3月1日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法 令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務> 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提 供の制限)及び同法別表第2 [別表第2における情報提供の根拠] 情報提供者が市町村長となる項(1、2、3、4、5、 17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、 93、106) [別表第2における情報照会の根拠] 同法別表第2 第42、43、44、45項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険関係事務> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報提供】 表2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、 83、87、115、125、131、137、141、145、158、 161、164、165、166、173項 【情報照会】 表69、70、71項</p> <p><オンライン資格確認に係る業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連 携のためではなくオンライン資格確認として機 関別符号を取得する等) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年3月1日	II 1 いつの時点の計数か	令和6年1月31日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	II 2 いつの時点の計数か	令和6年1月31日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(記載なし)	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報又は住所を含む3情報によ る照会を行うことを厳守している。また、国民健 康保険に関する事務では、上記のほか、下記 の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作 業が介在するが、いずれの局面においても複數 人での確認を行うようにしており、人為的ミスが 発生するリスクへの対策は十分であると考えら れる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報 のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄</p>	事前	様式変更に伴う新規事項
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(記載なし)	<p>サイバーセキュリティ研修計画に従い、毎年度、 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員 (会計年度職員を含む)等に対し、研修を実施し ている。研修の受講状況を適宜確認し、未受講 者へのフォローアップを行い、関係職員が受講 できるよう措置を講じている。これらの対策を講 じていることから、従業者に対する教育啓発は 「十分に行っている」と考えられる。</p>	事前	様式変更に伴う新規事項